

政策企画課 ☎ 22-3032

住宅・空き家リフォーム / 空き家解体補助金の申請は必ず着工前に

4月1日から令和8年度の住宅リフォーム補助金、空き家リフォーム補助金、空き家解体補助金の申請を受け付けています。予算がなくなり次第終了しますので要件を確認して早めの申請をお願いします。

**事前申請** 必ず**事前申請**をお願いします  
工事途中や工事完了後の補助金申請は受理できませんのでご注意ください。

住宅リフォーム補助金 リフォーム補助金は1回限り

- 町内に住所があり、住民基本台帳に登録がある
- 持ち家で自己が居住している住宅
- 工事費が20万円以上の工事
- 施工業者が町内業者である
- 町税等に未納がない

補助金額 ▶ 工事費の**10%** / 最高 **15万円**

特別要件 [1][2]の場合は補助率・補助額が変わります

**1** 65歳以上、18歳未満、障がい者の方が同居の場合は工事費の**20%**、最高 **30万円**を補助

**2** 空き家バンクを介して取得した住宅は、工事費の**20%**、最高 **60万円**を補助

※耐震補強のために行うリフォームも対象となります。

空き家リフォーム補助金 空き家バンク登録が条件

- 空き家バンクに登録されている物件
- 工事費が20万円以上の工事
- 施工業者が町内業者である
- 町税などに未納がないこと

改修と家財撤去の補助金合計は40万円を限度

補助金額 ▶ 工事費の**20%** / 最高 **20万円**

家財撤去費用の補助金

5,000円以上の家財撤去経費に対して、**20万円**を限度に全額補助します

空き家解体補助金 同一敷地内の倉庫や車庫も対象

- 町内に所在する空き家で、建築後10年以上が経過して、1年以上居住していないこと。
- 解体経費が30万円以上の工事
- 施工業者が町建設業者等級別表に登録してある
- 町税などの未納や抵当権設定がないこと

補助金額 ▶ 工事費の**30%** / 最高 **30万円**

※借地の際は土地所有者の同意書を添付

住民税務課 ☎ 22-3039

資源ごみとして  
一升瓶・ビール瓶も回収します

今まで「空き瓶」として回収を行っていなかった一升瓶、ビール瓶等を回収することになりました。瓶の色ごと（茶ビン・透明ビン・その他のビン）にリサイクルの袋に分けてお出してください。



※空き瓶回収を行っている校区の皆さまについては、引き続き学校の空き瓶回収にご協力ください。

● 問い合わせ先 住民税務課 ☎ 22-3039

住民税務課 ☎ 22-3039

「特設人権相談所」ご活用ください  
6月1日は人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念し、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

● 錦江町でも、人権擁護委員の方々にご協力いただき、本庁と支所において年に4回ずつ「特設人権相談所」を開設しております。日時と場所については、前日や当日に、防災無線や錦江町のホームページなどで案内をしていますので、ご利用ください。

● 問い合わせ先 住民税務課 ☎ 22-3039

政策企画課 ☎ 22-3032

領収書か定期券のコピーの保管を！  
高校生通学定期券購入補助

令和8年4月1日から、公共交通維持と利活用促進のため、高校生の通学定期券の購入費用の一部を助成します。申請には、領収書または定期券のコピーが必要ですので、保管をお願いいたします。

※詳しくは右の二次元コードから、町ホームページをご確認ください。

● 問い合わせ先 政策企画課 ☎ 22-3032

住民税務課 ☎ 22-3037

浄化槽設置補助事業が変わります  
配管工事も補助対象になります

令和8年度から、新たに汲み取りや単独槽から合併浄化槽に切り替える際に必要な台所やお風呂場の配管工事に対して、浄化槽設置補助の補助に加え、上限30万円の補助が上乗せされます。



例：単独槽から合併槽（5人槽）に入れ替える工事（配管工事32万円）を町内業者が行った場合

工事内容	補助額
浄化槽設置	432,000円
配管工事	300,000円
計	732,000円

※詳しい内容は、住民税務課へお問合せください。

● 問い合わせ先 住民税務課 ☎ 22-3039

健康保険課 ☎ 22-3044

精神科の医師が相談に応じます  
こころの健康相談日の案内です

こころの健康について心配のあるご本人・ご家族に精神科の医師が相談に応じます。

こころの健康相談日

日時 ▶ 6月5日(金) 14時～16時

場所 ▶ 大隅地域振興局 本館2階  
地域保健福祉課 相談室

相談内容 ▶ 気分の落ち込み・不眠・人間関係引きこもり・認知症・依存症など

相談料 ▶ 無料

申込締切 ▶ 5月29日(金)

申込方法 ▶ 鹿屋保健所 (☎ 0994-52-2124) にお電話にてお申込みください。

※本人だけでなく、家族の同居や家族だけでの相談も可能です。お気軽にご相談ください。

● 問い合わせ先 鹿屋保健所 ☎ 0994-52-2124

介護福祉課 ☎ 22-3042 / 住民生活課 ☎ 25-2511

ひとり親家庭の生活安定と自立を支援  
児童扶養手当などの受給要件

児童扶養手当

児童の生活安定や自立促進が目的。離婚などによって父や母、もしくは親に代わって児童を養育している方に支給されます。



	全部支給	一部支給 (受給者の所得に応じて)
1人目	48,050円	11,340円～48,040円
2人目以降 加算額 (一人につき)	11,350円	5,680円～11,340円

特別児童扶養手当

児童の福祉向上がおもな目的。身体や精神に一定の障害がある20歳未満の児童を養育する父か母、養育者に支給されます。



区分	月額 (児童1人につき)
1級	58,450円
2級	38,930円

● 問い合わせ先

本庁 介護福祉課 ☎ 22-3042  
支所 住民生活課 ☎ 25-2511

産業振興課 ☎ 22-3036

錦江町くらし応援商品券 /  
使用期限は5月31日です

錦江町では、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民の皆様の生活支援を行うため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、全町民を対象に商品券を配布しました。使用期限がせまっていますので、お早めにご利用ください。



使用期限 ▶ 令和8年5月31日(日)

※期限を過ぎると、一切使用できません。使用忘れのないようご注意ください。

● 問い合わせ先

産業振興課 経済チーム ☎ 22-3036

どなたでも参加できます！

## ゆうゆう運動教室に参加してみませんか？

総合交流センター 毎週月曜 10時～						
月	ころばん体操・チェア体操					ヨガ
5月	11日	18日	25日			
6月	1日	8日	15日	22日	29日	
7月	6日	13日				27日
8月						31日
9月	7日	14日	28日			
10月	5日	19日	26日			
11月	2日	9日	16日	30日		
12月						14日
1月	18日	25日				
2月	1日	8日	15日	22日		
3月	1日	8日	15日	29日		

田代保健福祉センター 毎週金曜 10時～				
月	ころばん体操・チェア体操			
5月	8日	22日	29日	
6月	5日	19日	26日	
7月	3日	10日	17日	31日
9月	4日	11日	18日	25日
10月	2日	16日	30日	
11月	6日	13日	20日	
1月	8日	15日	29日	
2月	5日	12日	19日	26日
3月	5日	12日	19日	

●持ってくるもの

- ・飲み物（水分補給用）
- ・タオル（汗拭き用）

※申込みは不要です。  
※送迎等はありません。

だれでも参加できる  
運動教室です！



●問い合わせ先 介護福祉課 ☎ 22-3030

## 令和8年5月28日から 気象の警報などの名称が大きく変わります。

	河川氾濫	※大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報 <span style="color: red;">→ 錦江町に関する情報</span>			

POINT! 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

POINT! 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）

POINT! 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

時間推移のイメージ	警報・注意報	対応
数日～1日前	レベル1早期注意情報	・災害への心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認する
半日～数時間前	レベル2注意報	・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する
数時間～3時間前	レベル3警報	・避難に時間がかかる <b>高齢者等は危険な場所から避難する</b> ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難
2時間～0時間前	レベル4危険警報	・ <b>危険な場所から全員避難する</b> ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了
災害発生	レベル5特別警報	・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況 ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

※ 錦江町内の中小河川の氾濫の危険度は、レベル3大雨警報～レベル5大雨特別警報によって知らされます。



詳しくはこちら